

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けた対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

4月7日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、本部長（内閣総理大臣）から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条1項に基づき緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置の実施すべき地域を本府を含め7都府県とし、緊急事態措置の実施すべき期間を令和2年4月7日から令和2年5月6日までとすることが公示されました。

これを受け、本府では、同日、第11回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、本部長（知事）が、別添参考資料2のとおり、緊急事態措置として府民に対する外出自粛の要請や主催者に対するイベントの自粛の要請を行いました。

貴市町村におかれましても、適切にご対応いただきますよう、よろしく願いいたします

あわせて、別添参考資料3のとおり、既に実施している府有施設等の休館措置について、追加の対応を行います。

また、別添参考資料4についても、住民への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

別添参考資料1 知事メッセージ

別添参考資料2 大阪府緊急事態措置の概要

（令和2年4月7日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料3 府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方

（令和2年4月7日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料4 緊急事態宣言に伴う府民の皆さまへのお願い

（問い合わせ先）

政策企画部 企画室政策課

小原、上野

06-6944-6784（直通）

06-6941-0351（代表）内線 2028

危機管理室 災害対策課

塩瀬、永島（内線 4920）